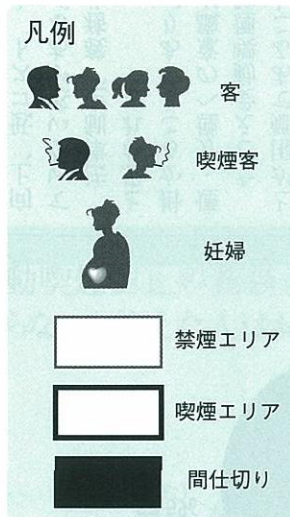


飲食店の受動喫煙対策

違法な事例 《不完全分煙》



- ・喫煙エリアが指定されていても、禁煙エリアにタバコ煙が流れてくる場合。
- ・非喫煙者の動線上（トイレに行く通路、バイキングやフリードリンクコーナー周囲やそこへの通路、レジ周辺、禁煙エリアとレジや出入口との間の通路）にタバコ煙が流れてくる場合。
- ・空気清浄機/分煙機が設置されていても、タバコ煙有害物質はほとんど素通りしていますので受動喫煙対策にはなりません。（参考ホームページ <http://nosmoke.hp.infoseek.co.jp/>）

右図の例では、喫煙席が指定されているものの、喫煙席周囲に間仕切りがないこと、バイキングやフリードリンクコーナー周囲および出入口にもタバコ煙が漏れていくことから受動喫煙対策がなされているとは言えず、違法となります。

どこでも喫煙自由な場合はもちろんですが、分煙が以下の場合のように不完全な場合も違法となります。



禁煙席の本当の意味

禁煙席 ~~タバコ~~が吸えない席

環境 タバコの煙が流れてこない席

禁煙席の本当の意味とは、
受動喫煙を受けない席、タバコの煙が流れてこない席です。